

国立大学法人島根大学役員会（第262回）〈議事要録〉

日 時 平成27年 3月 3日（火） 14:00 ~ 15:50
場 所 本部棟3階 特別会議室
出席者 小林学長，塩飽理事，肥後理事，竹内理事，井川理事，辻理事，江口理事
欠席者 なし
〔陪席：千家監事，谷口監事，総務部長，財務部長，教育・学生支援部長，学術
国際部長，医学部事務部長〕

議題1 国立大学法人島根大学管理学則の一部改正について

- 塩飽理事から，資料1により改正理由，改正内容について説明があり，辻理事から，事務局長の職については4月以降の新体制で設置するかを判断する必要があるため，今回の改正から除いてはどうかと提案があり，審議の結果，一部を修正して承認した。

議題2 国立大学法人島根大学役員服務細則の制定について

- 塩飽理事から，資料2により文部科学省が定めた研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン等に基づき制定する旨の説明の後，細則の条文等について説明があり，審議の結果，原案どおり承認した。

議題3 研究不正，研究費の不正使用に係る新ガイドラインへの対応について

- 竹内理事から，資料3により議題2と同様に文部科学省が定めた研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン等に基づき体制を整備し関係規則等を制定，改正する旨の説明の後，研究活動における不正行為への対応について説明があり，辻理事から公的研究費の不正使用防止への対応について説明の後，審議の結果，原案どおり承認した。

議題4 国立大学法人島根大学職員就業規則等の一部改正について

- 総務部長から，資料4により改正理由，改正内容について説明があり，審議の結果，原案どおり承認した。

議題5 教員個人評価における年俸制適用職員及び助手の評価基準について

- 塩飽理事から，資料5により年俸制適用職員及び助手の評価基準等の制定理由，条文等について説明があり，審議の結果，原案どおり承認した。

議題6 平成27年度国立大学法人島根大学年度計画について

- 塩飽理事から，資料6により平成27年度国立大学法人島根大学年度計画について説明があり，修正意見があれば早急に申し出て欲しい旨の補足説明の後，審議の結果，原案どおり承認した。

議題7 寄附講座の設置（更新）について

- 塩飽理事から，資料7により大田市から寄附の「総合医療学講座」の設置期間変更について協議があり，医学部教授会で審議，承認された設置期間に変更したい旨の説明があり，審議の結果，原案どおり承認した。

議題8 第123回教育研究評議会の議題等について

- 塩飽理事から，資料8により3月9日に開催する教育研究評議会の議題，資料等について説明があり，審議の結果，原案どおり教育研究評議会に付議することを確認した。

議題9 第64回経営協議会の議題等について

- 塩飽理事から，資料9により3月18日に開催する経営協議会の議題，資料等につい

て説明があり、審議の結果、原案どおり経営協議会に付議することを確認した。

議題 10 平成26年度予算の補正（案）について

- 辻理事長から、資料10により医学部附属病院収入が当初の収入目標を上回る見込みとなり予算を補正する旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

議題 11 平成27年度資金繰計画（案）について

- 辻理事長から、資料11により経営協議会で決定した国立大学法人島根大学資金管理方針により平成27年度資金計画方針を定め、資金運用計画により運用したい旨の説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

議題 12 平成27年度国立大学法人島根大学予算編成方針（案）及び予算配分（案）について

- 辻理事長から、資料12により平成27年度予算編成方針（案）及び島根大学全体の予算配分（案）について説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

報告事項 1 平成26年度附属病院診療費用請求額等調について

- 井川理事から、資料13により附属病院における平成27年1月分の診療費用請求額等について報告があった。

報告事項 2 平成26年度全学整備事業等について

- 辻理事長から、資料14により平成26年度の全学整備事業として実施する5件の整備事業の事業内容について報告があった。

報告事項 3 新役員体制について

- 総務部長から、平成27年4月からの新役員、副学長及び学長特別補佐の体制について報告があった。

報告事項 4 教育職員の処分について

- 塩飽理事から、総合情報処理センターの准教授から処分に対する申し立てがないため、3月末日をもって普通解雇とする旨の報告があった。

報告事項 5 その他

（1）監査実施期間の変更について

- 千家監事から、監事監査及び監査室の内部監査の監査実施期間について、監査実務の実態に合わせて7月から翌年の6月に変更すること及び独立行政法人法等の一部改正に伴い監事の任期が財務諸表の承認の時までと変更されている旨の報告があった。